

第百三十六回国会 環境委員会 議 録 第 四 号

平成八年四月九日(火曜日)

午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 杉山 憲夫君

理事 小杉 隆君

理事 福永 信彦君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 竹内 猛君

理事 齊藤 斗志二君

理事 谷津 義男君

理事 坂本 剛二君

理事 松沢 成文君

理事 山元 勉君

理事 岩佐 恵美君

理事 中村 力君

出席国務大臣

国務大臣 岩垂寿喜男君
(環境庁長官)

出席政府委員

環境政務次官 中島 章夫君

環境庁長官官房 田中 健次君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

環境庁長官官房 局長 大澤 進君

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

松沢 成文君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

松沢 成文君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

松沢 成文君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

松沢 成文君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

松沢 成文君

同日

補欠選任

近藤 鉄雄君

白川 勝彦君

中山 太郎君

福島 豊君

汚染のない清浄な大気環境の保全は、国民の健康で文化的な生活の確保を図る上で重要な課題の一つであり、環境行政に課せられた重大な責務の一つであると認識しております。このため、政府としては、公害対策基本法及び環境基本法に基づき大気環境基準を定めるとともに、大気環境基準の達成に向けて、工場、事業場からのばい煙等を対象とした対策、自動車の排出ガスを対象とした対策等各種対策の総合的な推進に鋭意取り組んできたところであります。

しかしながら、今日、従来の取り組みに加えて新たな課題に的確に対処していくことが求められてきております。

第一は、多様な有害大気汚染物質による新たな大気汚染への対応であります。

近年の我が国の大気環境の調査結果により、大気中から、低濃度ではありますが発がん性等の有害性が問題とされる物質が種々検出されており、物質によっては、その長期暴露による国民の健康への影響が懸念される状況に至っております。このため、既に米国等幾つかの先進国において有害大気汚染物質に係る排出抑制対策が進められていること、我が国において水質汚濁や土壌汚染の分野で発がん性物質等の有害物質対策が進められていること等も踏まえ、有害大気汚染物質の排出抑制対策を積極的に推進していくことが必要となっております。

第二は、二輪車による大気汚染への対応であります。

二輪車については、従来、自動車排出ガス規制の対象とはなっておりませんが、二輪車の走行台数が極めて多く、また、自動車排出ガス規制の進展により、二輪車からの排出ガスの寄与割合が相対的に増大したことから、特にベンゼン等の有害大気汚染物質を含む炭化水素の排出量は、

今や自動車全体の二割を占めるに至っております。このため、二輪車に係る排出ガスの抑制対策を積極的に進めていくことが必要となっております。

第三は、建築物の解体現場からのアスベストの飛散防止対策の徹底であります。

アスベスト対策としては、既にアスベスト製品製造工場等について法的規制措置を講じておりますが、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散防止については、これまで主として行政指導により対応してまいりました。しかしながら、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴うアスベストの飛散が懸念され、対策の徹底が求められたことや、アスベスト使用建築物が建設され始めて既に三十年程度が経過し、今後その建てかえのための解体等の増加が見込まれることを踏まえ、対策の一層の徹底を図ることが必要となっております。

第四は、工場、事業場における事故時の措置の充実にあります。

施設の故障、破損等の事故による大気汚染に際しては、被害の拡大を防ぐため、行政と事業者の迅速な連携が必要であるということが、阪神・淡路大震災の際に改めて得られた貴重な教訓の一つであり、この教訓を真摯に受け止め、事故時の措置の一層の充実に努めることが必要であります。

本法律案は、これらの課題に的確に対処し、大気環境行政を一層推進するため、各種の規定の整備を図るものであります。

次に、本法律案の主要事項について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、有害大気汚染物質対策の推進に関する規定の整備であります。

有害大気汚染物質対策の推進に関する章を新たに一章設け、科学的知見の充実のもと、将来にわ

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

たつて人の健康に係る被害の未然防止を図るといふ基本的な考え方を明確にし、有害大気汚染物質の排出抑制のための積極的な取り組みを事業者に求めるとともに、国及び地方公共団体においては、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康被害のおそれの程度の評価、公表、事業者に対する情報の提供及び住民に対する知識の普及に努めるべきことを規定しております。

また、その中でも、大気中の濃度の低減を急ぐべき物質については、当面、排出抑制基準を示し、より確実な排出抑制の取り組みを事業者を求めることとし、その旨附則において規定しております。

以上の仕組みについては、今後の科学的知見の充実の程度、事業者による取り組みの成果等を総合的に勘案し、健康被害の未然防止の観点からより一層の対策の充実を図るため、本法律案の施行後三年を目途として検討を加え、その結果に基づいて、制度の見直しを含め所要の措置を講ずることを規定しております。

第二に、自動車排出ガス規制の対象の拡大であります。

自動車排出ガスの定義規定を改め、自動車排出ガスに係る許容限度設定の対象に原動機付自転車、すなわち百二十五cc以下の二輪車を追加することとしております。

第三に、建築物の解体等の作業に伴うアスベストの排出または飛散の防止に係る各種規定の整備であります。

建築物の解体等について作業基準を設定し、事業者は作業基準の遵守義務を課すとともに、都道府県知事は、作業基準を遵守していないと認められる事業者に対し、作業基準に従うべきことを命ずることができること等を規定しております。

第四に、事故時の措置に関する規定の整備であります。

事故により大気汚染が生じた場合における応急措置義務等の対象となる施設にはい煙発生施設を加えるとともに、事故発生時における都道府県知

事への通報を事業者に求めることとしております。

以上のほか、事業者の届け出義務の緩和、罰則規定その他の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○杉山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 粉じんに関する規制」第十八条―第十八条の十三を「第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十四)に改める。

第一条中「に伴つて発生するばい煙」を「並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じん」に改め、「規制し」の下に「有害大気汚染物質対策の実施を推進し」を加える。

第二条第八項中「総理府令で」の下に「定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち総理府令で」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)

が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

9 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙(第一号及び第三号に掲げるものに限る。))及び特定粉じんを除く。をいう。

第十七条の見出し中「特定物質に関する」を削り、同条第一項中「物の」を「ばい煙発生施設を設置している者又は物の」に、「人の健康又は」を「人の健康若しくは」に、「物質で」を「もの」として、「工場又は」を「工場若しくは」に改め、「(以下「特定施設設置者」という。))」を削り、「特定施設」を「ばい煙発生施設又は特定施設」に、「特定物質」を「ばい煙又は特定物質」に、「ただちに」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「そこなわれ、又はそこなわれる」を「損なわれ、又は損なわれる」に、「当該特定施設設置者」を「その事故に係る同項に規定する者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

第十八条の五の見出しを「(敷地境界基準)」に改め、同条中「特定粉じんに係る」を「特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における」に、「この章において単に「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第十八条の八、第十八条の十(見出しを含む。))及び第十八条の十一中「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第二章の二 第十八条の十三の次に次の六条を加える。

(作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。))は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、総理府令で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。))を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日(十四日前までに、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受

理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることが出来る。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を実施する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を実施する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることが出来る。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を実施する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の二 次の一章を加える。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進

(施策等の実施の指針)

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実に基づき、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを目として、実施されなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようになければならない。

(国の施策)

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状

況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

2 国は、前項の調査の実施状況及び同項の科学的知見の充実に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

3 国は、事業者が前条の措置を講ずることを促進し、及び次条の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十三 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十一の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(国民の努力)

第十八条の二十四 何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するよう努めなければならない。

第二十三条の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「ばい煙排出者、特定施設設置者」を「ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者」に、「若しくは特定粉じん排出者」を「特定粉じん排出者若しくは特定工事を実施する者に」に改め、「特定粉じん発生施設の状態」の下

に「特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の下に「若しくは特定工事の場所」を加え、「その他の」を「特定工事に係る建築物その他の」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん発生施設」を「特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十九条中「又は事業場」を「若しくは事業場に、若しくは伴い発生する」を「又は建築物の解体等に伴う」に、「若しくは」を「又は」に改め、「特定粉じん」の下に「の排出等」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し」の下に「並びに特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に關し、特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に關し」を加える。

第三十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条の二第一項中「一」を「いずれかに」、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「又は第二十三条第四項」を「第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は第十八条の六第一項若しくは第三項」を「第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項」に改める。

第三十五条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「第二十三条第二項」を「第十八

条の十五第二項」に改める。
附則第九項から第十一項までを次のように改める。

(指定物質抑制基準)

9 環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの(以下「指定物質」という。)を大気中に排出し、又は飛散させる施設(工場又は事業場に設置されるものに限る。)で政令で定めるもの(以下「指定物質排出施設」という。)について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類のごとに排出又は飛散の抑制に関する基準(以下「指定物質抑制基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

(勧告)

10 都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があるとき、指定物質抑制基準を勧告し、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

(報告)

11 都道府県知事は、前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状態その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一類第十六号 環境委員会議録第四号 平成八年四月九日

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を目途として、有害大気汚染物質が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準の確保の状況その他の大気汚染の状況、工場又は事業場からの有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他の事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

(道路交通法の一部改正)

4 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一百条の二第一項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第二項」に改める。

理由

近年における大気汚染をめぐる状況に的確に対処するため、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気汚染を防止するための措置を講じ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制に係る対策を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に原動機付自転車を加え、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。